

平成18年第2回三笠市議会定例会

平成18年6月28日(第3日目)

議事次第(第3号)

- 1 開議宣告
- 2 諸般報告
(1) 一般行政報告(追加)
- 3 議 事
- 4 閉会宣告

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 諸般報告について(一般行政報告) |
| 日程第 2 | 議案第33号から議案第35号まで、議案第38号、議案第39号及び議案第41号について(委報第3号) |
| 日程第 3 | 議案第31号、議案第32号、議案第36号、議案第37号及び議案第40号について(委報第4号) |
| 日程第 4 | 議案第42号 三笠市監査委員の選任について |
| 日程第 5 | 議案第43号 三笠市公平委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 議案第44号 議員派遣について |
| 日程第 7 | 議案第45号 議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査について |
| 日程第 8 | 意見書案第3号 道路整備に関する意見書 |
| 日程第 9 | 意見書案第4号 自治体財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第5号 2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担金制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書 |

出席議員(14名)

議 長	9番	扇 谷 知 巳 氏	副議長	6番	田 中 茉莉子 氏
	2番	斉 藤 勲 氏		3番	齊 藤 且 氏
	4番	佐 藤 孝 治 氏		5番	儀 惣 淳 一 氏
	7番	藤 浪 成 憲 氏		8番	高 橋 守 氏
	10番	猿 田 重 夫 氏		11番	谷 津 邦 夫 氏
	13番	森 田 三 男 氏		14番	熊 谷 進 氏
	15番	岩 崎 賢 治 氏		16番	阿 部 進 氏

欠席議員(1名)

1番 晴山貞光氏

説明員

市 長	小林和男氏	助 役	西村和義氏
企画総務部長	森原 裕氏	総務課長	澤上弘一氏
財務課長	磯瀬 孝氏	環境福祉部長	黒田憲治氏
市民生活課長・ 選管事務局長	内田克広氏	経済建設部長	西城賢策氏
教 育 長	富樫繁樹氏	教育次長	吉田正幸氏
学校教育課長	中村正法氏	社会教育課長	田中哲也氏
病院事務局長	深田智明氏	消 防 長	富田照男氏
署 長 兼	辻道元信氏	消 防 課 長	石岡竹志氏
総務予防課長			
生活安全センター長	西原淳志氏	監 査 委 員	杉田忠正氏
監査委員事務局長	栗山俊彰氏		

出席事務局職員

議会事務局長	本田稔雄氏	総務係長	小田弘幸氏
--------	-------	------	-------

開 議 宣 告

議長（扇谷知巳氏） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般報告について

議長（扇谷知巳氏） 日程の1 諸般報告に入ります。
一般行政報告の追加について、市長から報告を求めます。
小林市長、登壇報告願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 追加行政報告をさせていただきます。

内容につきましては、市の工事につきまして、若松・堤町団地公営住宅建替衛生設備工事4件についてでございます。まず最初に、衛生設備工事につきましては、指名業者が4社で別表に記載されております業者が契約金額5,355万円で契約いたしましたところでございます。

以下換気設備工事、それから強電設備工事、弱電設備工事につきましては、別表に記載している内容でございます。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議長（扇谷知巳氏） これより、一般行政報告に対する質問に入ります。
報告第1号、経済建設部関係について。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質問ないようですから、一般行政報告については、報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第2 議案第33号から議案第35号まで、議案第38号、議案第39条及び議案第41号について（委報第3号）

議長（扇谷知巳氏） 日程の2 委報第3号、議案第33号から議案第35号まで、議案第38号、議案第39号及び議案第41号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において民生経済常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

藤波委員長、登壇報告願います。

(民生経済常任委員会委員長藤波成憲氏 登壇)

民生経済常任委員会委員長(藤波成憲氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告させていただきます。

当委員会に付託されました案件は、議案第33号から35号までの条例改正3件、議案第38号、39号の補正予算2件、議案第41号の契約締結1件の計6件であり、以下順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し、簡略に報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最初に、「議案第33号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に「議案第34号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。主な質疑といたしまして、北海道公衆浴場の入浴料金についてはどうなっているか。また、道の入浴料金に準じた改正と理解してよいかとの質疑に対し、北海道の入浴料金は統制額があって、物価変動が生じた場合に改正することになっており、金額は大人料金のみ10円の値上げで390円である。また、北海道の料金に準じた改正であるとの答弁があり、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」「議案第38号平成18年度三笠市老人保健特別会計補正予算について」は、特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号平成18年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算について」であります。主な質疑といたしまして、平成18年度の特別控除対象者は970人となっているが、65歳以上で国保に加入している人全員が対象か。また、公的年金控除額を140万円から120万円に20万円を減額し、段階的に2年間、13万円、7万円の特別控除額とする根拠は何かとの質疑に対し、昭和15年1月1日以前に生まれた方が対象で、理由としては、今まで140万円の控除だったものが今年度から120万円となったため、3年間の経過措置として平成18年度で13万円、平成19年度で7万円となっている。対象者970人は軽減を受けられない方で年金収入が200万円以内、7割軽減は100万円以内収入の方で、今回これらの人は控除した中で金額がなくなってしまうので実質的には適用は受けられない。これは国が一律に示しているものであるとの答弁がありました。

次に、「議案第41号若松・堤町団地公営住宅建替工事請負契約の締結について」であります。主な質疑といたしまして、落札率は何%か。また、事業費全体の当初予算額は継続費を含めて5億658万7,000円であるが、このうち、これを決めたほかで残っている部分はどのくらいあるのか。あわせて予定価格も説明してほしいとの質疑に対し、

落札率は92.81%。本体工事予定価格は6億3,693万円、契約額は5億9,115万円。以下、予定価格、契約額、落札率の順に衛生設備工事予定価格5,649万円、契約5,355万円、率にしまして94.8%、換気設備工事予定価格3,532万2,000円、契約3,349万5,000円、率にしまして94.83%。強電設備工事予定価格3,289万6,500円、契約3,118万5,000円、率にしまして94.8%。弱電設備工事予定価格1,708万3,500円、契約1,622万2,500円、率にしまして94.96%。昇降機設備予定価格921万9,000円、契約840万円、率にしまして91.12%となっているとの答弁がありました。

予算的に残額はどのくらいになるのかとの質疑に対し、予算8億3,968万円に対して、執行済が7億3,400万2,500円。差額1億567万7,500円が残額となっているとの答弁がありました。

経済新聞などの報道にあるが、官と民の工事の落札率を比較すると2割ほどの官の公共工事が高く、これについては政府も認めつつある。国の設定単価を使っていると思うが、仮に80%で入札するとすれば補助金の減額はあるのかとの質疑に対し、単価を80%の設計で下げるとそれに合わせて額も変わってくるとの答弁がありました。

行革の一貫として入札率を下げることを考えなければいけない。官と民で落札価格に20%との差があると明白ならば、80%まで下げる努力をするべきである。急なことはできないが、数年先にはその方向性になっていくということ、行革は全体で努力しなければならないという意識改革が必要と思うが見解はどうかとの質疑に対し、少しでも予算を効率化させたいと思っている。そのためには単価設計を低くすること、落札率の低下を期待することである。前者については、設計内容を引き上げる論理的な整理は我々にとっては非常に困難なのでできない。後者については、先進地の例を見るに10%くらいなら何とかなる可能性はある。そのためには、最近、道でも取り組んでいる一般競争入札に限りなく近づいていく手法をとらなければならない。これを行えば質問者が言う効果は出る可能性はある。しかし、本市の市内経済を考えれば、やはり市内業者を優先して考える必要があり、当面、指名競争入札は必要である。建設協会には、少しでも落札率が下がるような効率的な単価構成を考えてもらうように常日ごろから要請はしている。意識の問題もあるとは感じるが、少しでも予算効率が上がるよう、できる範囲で一層努力していきたいとの答弁があり、特段の議論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第33号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第34号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第35号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第38号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第39号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 最後に、議案第41号について質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、議案第33号から議案第35号まで、議案第38号、議案第39号及び議案第41号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第33号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第33号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第33号三笠市障害者自立支援条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第34号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第34号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第 3 5 号三笠市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 8 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 8 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 3 8 号平成 1 8 年度三笠市老人保健特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第 3 9 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 3 9 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 3 9 号平成 1 8 年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 4 1 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 4 1 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 4 1 号若松・堤町団地公営住宅建替工事請負契約の締結については、民生経済常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第 3 議案第 3 1 号、議案第 3 2 号、議案第 3 6 号、議案第 3 7 号及び議案第 4 0 号について(委報第 4 号)

議長(扇谷知巳氏) 日程の 3 委報第 4 号、議案第 3 1 号、議案第 3 2 号、議案第 3 6 号、議案第 3 7 号及び議案第 4 0 号についてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において総務常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

猿田委員長、登壇報告願います。

(総務常任委員会委員長猿田重雄氏 登壇)

総務常任委員会委員長(猿田重雄憲氏) さきの本会議で付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第31号、32号、36号の条例改正案3件、議案第37号の補正予算1件、議案第40号の動産取得1件の計5件であり、以下、順次御報告申し上げますが、審査の内容の一部を省略し簡略に御報告させていただきますことと、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

最初に、「議案第31号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定について」「議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定について」「議案第36号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定について」は、条文審査を含め特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第37号平成18年度三笠市一般会計補正予算について」は、審査の順序としまして、補正予算総括表・歳出各款ごと・歳入全般・予算事項別明細書・補正予算書の順に審査を行いました。

最初に、補正予算総括表については質疑はなく、次に歳出の審査に入り、第3款民生費の主な質疑として、障害者自立支援審査会は5名の委員構成となっているが、具体的にどの分野から何名選ばれるのかとの質疑に対し、医師、障害者、介護支援専門員、授産施設、社会福祉事業団から各1名ずつ選任するとの答弁がありました。

次に、第4款衛生費の主な質疑として、バイオマス事業に係る事業系生ごみの収集について、今まで同様有料と考えているが、現状、飲食店などは民間の収集業者に依頼している。生ごみ収集量1,300トンの見込みは事業者も含んでおり、過大見込みとならないかとの質疑に対し、本事業を実施するFAリサイクル株式会社と細部にわたって詰めてきたが、計算上では見込めると判断した。事業者との調整や市民との対応はこれからである。考え方としては、今の循環型社会に向けて一定の賛同はいただけると思っているもので、分別の協力を含めて事業者や市民にお願いしていきたいとの答弁がありました。

バイオマス事業の将来構想には、下水汚泥の堆肥化も含まれているが、下水汚泥を含めた場合の堆肥生産量はどのくらいになるか。また現在、汚泥処理費に年間1,900万円ほど支出しているが、堆肥化することでどう影響が出るか。また、いつごろから実施するのかとの質疑に対し、汚泥の堆肥化に係る費用は、ランニングコスト、イニシャルコストを足して年間約1,500万円と見込んでいる。年間で400万円落とすことは可能と考

えられる。また、堆肥の生産量については300トンほど見込んでいる。実施時期については、平成19年度に汚泥関係の計画を固め、バイオマスタウン構想に基づいて事業化していきたいとの答弁がありました。

本事業は、採算がとれるかどうかで腰の引けていた部分があったが、なぜ急にこのような展開になったのかとの質疑に対し、発展基金を導入できた場合、通年ベースで800万円ほどの負担で事業展開が可能であり、地球環境問題や唐松地区の衛生面の環境改善、堆肥を使った農作物のブランド化、観光等々を含めた地域活性化への寄与を考えれば、事業実施する価値はあると判断したとの答弁がありました。

本事業を実施することで、振興公社の職員体制に余剰人員が出てくるのではないかと。雇用の場を失うことがないよう、FAリサイクル株式会社へシフトできるような配慮が必要ではないかと。質疑に対し、この会社は本事業の実施に当たり職員8名を雇用するが、7名は市内から雇用すると言っていた。仮に振興公社で余剰人員が出た場合、会社への雇用をお願いはしているとの答弁がありました。

麦わらや稲わらなどの農業残渣を含めた堆肥化をすれば、堆肥生産に係るコストをかなり下げられるのではないかと。また、生産される堆肥量が今の計画では40ヘクタールしかないで、三笠の農地の30分の1しか利用できない。将来的にその量でよいのかとの質疑に対し、本構想を計画した段階では生ごみが主体であった。確かに農業残渣を利用すれば堆肥化する原料はふえる。処理能力が1日4.9トンなので、一定の堆肥量をコンスタントに生産できなければ経営の安定にもつながらないので、FAリサイクル株式会社と協議して、農業残渣を利用できるか、今後の課題として検討していきたいとの答弁がありました。

次に、第9款消防費、第10款教育費、第14款災害復旧費については特段の質疑がなく、歳入については特段の質疑もなく、「議案第37号平成18年度三笠市一般会計補正予算について」は討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

次に「議案第40号動産（救助工作車）の取得について」は特段の質疑、討論もなく、原案可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

まず、議案第31号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第32号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第36号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 次に、議案第37号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 最後に、議案第40号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 質疑ないようですから、議案第31号、議案第32号、議案第36号、議案第37号及び議案第40号についての質疑を終了します。

これより、討論、採決に入ります。

まず、議案第31号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第31号三笠市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第32号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第32号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第32号三笠市税条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第36号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第36号三笠市非常勤消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例の制定については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 37 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 37 号平成 18 年度三笠市一般会計補正予算については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第 40 号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第 40 号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第 40 号動産の取得については、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

日程第 4 議案第 42 号 三笠市監査委員選任について

議長(扇谷知巳氏) 日程の 4 議案第 42 号三笠市監査委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇説明願います。

(市長小林和男氏 登壇)

市長(小林和男氏) 議案第 42 号三笠市監査委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市監査委員杉田忠正氏の任期が平成 18 年 6 月 30 日満了となりますので、その後任として宇野政美氏を選任いたしたく、地方自治法 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

新たに同意を求めます宇野政美氏は、昭和 19 年 2 月 12 日生まれの 62 歳、住所は三笠市榊町 460 番地の 67 であります。

宇野氏は、昭和 37 年 6 月、三笠市消防職員として採用され、生活安全センター長、消防署副署長、消防本部次長を歴任し、平成 16 年 3 月に退職後、同年 4 月から三笠市高齢者事業団シルバー人材センター事務局長を務め、平成 18 年 3 月退職、同年 4 月から三笠市老人福祉センター所長として勤務しておりますが、6 月 30 日付で退職することとなっております。

以上、三笠市監査委員として適任であると考えますので、御同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） これより、質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第42号三笠市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午後10時36分

議長（扇谷知巳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 議案第43号 三笠市公平委員会委員の選任について

議長（扇谷知巳氏） 日程の5 議案第43号三笠市公平委員会委員の選任についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

小林市長、登壇説明願います。

（市長小林和男氏 登壇）

市長（小林和男氏） 議案第43号三笠市公平委員会委員の選任について提案説明申し上げます。

三笠市公平委員会委員渡邊紘子氏の任期が平成18年7月8日満了となりますので、その後任者として引き続き同氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

再任の渡邊紘子氏は、昭和17年5月20日生まれで64歳、住所は三笠市いちきしり705番地であります。

以上、三笠市公平委員会委員として適任であると考えますので、御同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第43号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第43号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第43号三笠市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第6 議案第44号 議員派遣について

議長(扇谷知巳氏) 日程の6 議案第44号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第44号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

議案第44号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 議会運営委員会及び各常任委員会 所管事項調査について

議長(扇谷知巳氏) 日程の7 議案第45号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び各常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第45号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

議案第45号議会運営委員会及び各常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

日程第8 意見書案第3号 道路整備に関する意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の8 意見書案第3号道路整備に関する意見書を議題とします。

本案については、齊藤且議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、高橋議員から提案理由の説明を求めます。

高橋議員、登壇説明願います。

（8番高橋 守氏 登壇）

8番（高橋 守氏） 道路整備に関する意見書につきましては、朗読をもって説明をさせていただきますと思います。

道路は、道民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高規格幹線道路から道民生活に最も密着した市町村道に至るまで、北海道の道路網の整備は道民が長年にわたり熱望してきているところであり、中長期的な視野に立って体系的かつ計画的に推進されるべきものであります。

しかしながら、広域分散型社会を形成し、自動車交通への依存が高い北海道の道路整備は、いまだ十分とは言えず、高齢化、少子化が進展している中、冬期間の厳しい気象条件などによる交通障害などを解消し、本道における「活力ある地域づくり」や「安全で快適な生活環境づくり」、さらには「観光のくにづくり」を支援する上でより一層重要となっている。特に高規格幹線道路ネットワークの形成は、道内の圏域間の交流・連携の強化、地域経済の活性化などを図る上で、そして北海道が自主・自律を目指し、我が国における安定した食糧供給基地・観光資源の提供の場などとして、その役割をしっかりと担っていくための最重要課題であります。

よって、国においては、北海道の道路整備の実績を十分踏まえた上、引き続き計画的か

つ早期に整備が図られるよう、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望いたします。

1、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、必要な予算を確保すること。

2、道路特定財源の用途については、道路利用者や納税者の意見を適切に反映すること。

3、安全・安心な生活環境の確保、活力ある地域づくりや経済活動の発展を支えるため、都市部の環状道路や地方部の主要な幹線道路ネットワークの整備等を計画的に推進し、効果的かつ効率的に道民の期待する道路整備を実現すること。

4、高規格幹線道路ネットワークの早期形成を図るため、現在、事業中の区間については、効率的な整備を行うことにより一日も早く供用するとともに、抜本的見直し区間のうち「当面着工しない」とされている区間については、早急に検討を行い、早期に事業化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきたいと思っております。

以上、御審議の上、御賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

提出先につきましては、記載のとおりでございます。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第3号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第3号道路整備に関する意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第9 意見書案第4号 自治体財政の充実・強化を求める意見書

議長（扇谷知巳氏） 日程の9 意見書案自治体財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案については、斉藤勲議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、斉藤勲議員から提案理由の説明を求めます。

斉藤勲議員、登壇説明願います。

(2 番 齊藤 勲氏 登壇)

2 番 (齊藤 勲氏) 自治体財政の充実・強化を求める意見書について、朗読の上、提案説明といたしますので、よろしくお願い申し上げます。

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自己決定と自己責任の範囲は大幅に拡大し、地域住民生活に密着した事務を総合的に担う基礎自治体としての役割は高まっております。

国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持し、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保することが重要であります。

しかしながら、経済財政諮問会議における「歳入・歳出一体改革」のこれまでの議論や竹中総務大臣の私的懇談会「地方分権 21 世紀ビジョン懇談会」などにおいては、地方交付税法定率分の引き下げ、抜本的な交付税算定基準の変更、不交付団体の増加をはじめとする交付税見直しが提案されるなど、地方自治と公共サービスの基盤を揺るがしかねない状況となっております。

平成 18 年度予算については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(骨太の方針 2006)が経済財政諮問会議で取りまとめられ、これを受けて新年度概算予算作成が開始されることとなります。

平成 18 年度政府予算に当たっては、効率性や財政コスト削減という観点だけでなく、地域住民が安心して暮らすのに欠かさない事務事業の確保や公共サービスの持つセーフティネット機能が担保され、地方への負担の押しつけを行うことのないよう、自治体財政の充実・強化を目指す立場から次のことを強く求めます。

一つ、国が法令に基づく事業実施を自治体に義務づけ、自治体間の財政力格差が大きい現状においては、地方交付税制度の財源保障と財政調整の機能を堅持し、自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すること。

二つ、自治体財政再建と自治体財政の確立に向けた第 2 期改革として、国から地方への過剰な関与を見直し、さらなる税源移譲と国庫補助負担金改革を進め、地域住民が安心して暮らせる分権改革の基盤確立につながる税財政制度の改革を進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 18 年 6 月 28 日、北海道三笠市議会。

提出先についてはそこに記載のとおりであります。

以上、よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 (扇谷知巳氏) お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第4号については、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(扇谷知巳氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第4号自治体財政の充実・強化を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

日程第10 意見書案第5号 2007年度国家予算編成に
おける義務教育無償、義務教育費国庫負担金制
度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書

議長(扇谷知巳氏) 日程の10 意見書案第5号2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書を議題とします。

本案については、齋藤且議員ほか3人からの共同提案にかかわるものであり、この際、提出者を代表し、田中議員から提案理由の説明を求めます。

田中議員、登壇説明願います。

(6番田中茉莉子氏 登壇)

6番(田中茉莉子氏) 義務教育無償、義務教育費国庫負担金制度医療制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書を朗読提案いたしますので、よろしく願いいたします。

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対して義務教育を保障することは、国の重要な責任でもあります。このことから、全国どの地域においても、すべての子供たちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられています。

現在、政府の財政赤字削減を目的とした義務教育費国庫負担金の削減が進められ、「地方分権の推進」あるいは「国と地方の役割分担」との視点から、主として経済財政諮問会議では、地方の独自性を損ねる補助金制度として廃止・縮減の対象とされ、「三位一体改革」の議論の中で、義務教育費国庫負担制度全体の見直しが検討課題となっていますが、義務教育費国庫負担制度は、義務教育の実施主体である地方を国が支える制度であり、既に30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単位で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。

むしろこの制度が廃止されれば、地方財政における義務教育費の確保が困難になり、教育条件の地域間格差が生じるおそれがあり、とりわけ広大な地域に小規模校が点在し、離島など多くの僻地を有する北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間の格差が拡大することが危惧されますので、下記の3項目について強く要望いたします。

1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国

庫負担制度を堅持し、負担率1/2復元をすること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。

2、憲法・教育基本法の理念である義務教育無償を実現するため、保護者負担がゼロとなるよう教育予算を拡充すること。

3、30人以下学級を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上、御審議の上、よろしくお願ひいたします。

平成18年6月28日、北海道三笠市議会。

提出先は、以下のようになっております。よろしくお願ひいたします。

議長（扇谷知巳氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第5号については、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（扇谷知巳氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第5号2007年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

以上で、今定例会に付議された事件は、すべて終了しました。

閉 会 宣 告

議長（扇谷知巳氏） 以上をもちまして、平成18年第2回定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員